

平成30年鞍手町議会第10回定例会会議録（第1号）						
平成30年12月5日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成30年12月5日 午後1時00分			田中二三輝		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成30年12月5日 午後1時15分			田中二三輝		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	熊井照明	出欠			
	7	田中二三輝	出欠			
	8	西藤典子	出欠			
	9	鯨坂省治	出欠			
10	栗田幸則	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	6	熊井照明		8	西藤典子	

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局次長	長浦良	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課長	芝野英和	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成30年第10回鞍手町議会定例会議事日程

12月5日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第88号 鞍手町中小企業振興基本条例
- 日程第4 議案第89号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第90号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第91号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第92号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第93号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第94号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第95号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更
- 日程第11 議案第96号 財産の取得

平成30年12月5日（第1日）

開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

只今から、平成30年第10回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております鞍手町、まち・ひと・しごと創生総合戦略平成29年度の報告書と、監査より提出されております定期監査結果報告書及び月例現金出納検査報告書をお手元に配付していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情3件は、お手元に配布しています陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番議員 熊井照明君及び8番議員 西藤典子君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から12月18日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第88号から日程第6 議案第91号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第88号から日程第6 議案第91号までの4件につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第88号は、鞍手町中小企業振興基本条例であります。

本議案は、地域経済の持続的発展の実現と町民生活の向上に寄与するため、本町における中小企業振興の基本理念を定めるとともに、中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進することに関し、必要な事項を条例として新たに制定するものであります。

次に、日程第4 議案第89号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、平成30年8月10日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでありま

す。

次に、日程第5 議案第90号は、鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、鞍手町立保育所統合に係る基本構想に基づき、平成31年3月31日をもって西川第1保育所を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第6 議案第91号は、鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、地方独立行政法人くらて病院整備基本構想に基づき、平成31年3月31日をもって鞍手町立野球場を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第3 議案第88号から日程第6 議案第91号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 田中 二三輝君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第92号から日程第9 議案第94号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第7 議案第92号から日程第9 議案第94号までの3件につきまして、一括して、提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第92号は、平成30年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。

本補正予算の主なものは、歳出では、平成30年人事院勧告により、国家公務員の給与が改定されたことに準じて、本町の職員給与条例も改正することとし、給与費全般におきまして補正を行っております。

2款 総務費においては、役場庁舎の下水道接続に伴う工事費等の計上及びふるさと寄附金の増額が見込まれることに伴う関連予算の追加を行っております。

3款 民生費においては、障害福祉サービスの利用増に伴う事業費を追加する一方で、老人保護措置に係る対象者の減などによる事業費の減額を行っております。

8款 土木費においては、下水道事業への繰出金の減額及び住宅管理費に係る工事費の減額を行っております。

12款 公債費においては、長期債の借入利率の確定により長期債償還元金及び利子の増減補正を行っております。

一方、歳入では、事業費予算の増減に伴う14款 国庫支出金及び15款 県支出金の増減補正を、17款 寄附金については、ふるさと寄附金の追加を、さらに21款 町債については、中央公民館エレベーター更新工事の入札の減額等により過疎対策事業債を減額しております。

そしてこれらの要因により、今回の補正第5号におきまして財源に余剰が生じたので、歳入側で財政調整基金からの繰入金を749万4,000円減額することで、補正要因を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ728万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ78億8,149万4,000円としております。

次に、日程第8 議案第93号は、平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、人件費及び長期債償還利子・各種研修会負担金や消費税及び地方消費税が確定したことに伴う補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ428万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億1,738万4,000円としております。

次に、日程第9 議案第94号は、平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、人件費や消費税及び地方消費税が確定したことに伴う補正要因を調整し、予算第3条 収益的支出では、予算歳出107万円を減額し、支出予算総額を3億5,257万円としております。

また、予算第6条 議会の議決を経なければ流用できない経費では、職員給与費を136万2,000円を減額し、職員給与費総額を5,430万8,000円としております。

以上が、日程第7 議案第92号から日程第9 議案第94号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 田中 二三輝君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第95号及び日程第11 議案第96号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第10 議案第95号及び日程第11 議案第96号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第95号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税免除の額の変更であります。

本年6月議会におきまして、鞍手町工場等設置奨励に関する条例第4条第2項の規定に基づき議決をいただいております、平成30年度固定資産税の課税免除について、納税義務者から課税免除措置を講じていた資産に関し、増加償却届出書が提出されたため、今年度分の課税免除の額を変更するものであります。

次に、日程第11 議案第96号は財産の取得であります。

取得する財産は、三菱マテリアル株式会社が鞍手町内に所有する土地74筆で、本年9月

議会におきまして、補正予算の議決をいただいております。取得価格は総額で3,995万379円ですが、同額の鉦害賠償金が三菱マテリアルから支払われますので、金銭の授受は行いません。

以上が、日程第10 議案第95号及び日程第11 議案第96号の提案説明であります。
ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 田中 二三輝君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日6日から9日までの4日間を休会としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 13時15分